

介護老人福祉施設アットホームしろとり

指定介護老人福祉施設サービス

重要事項説明書

当施設は入居者に対して小規模生活単位型指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護 3」「要介護 4」「要介護 5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 事故発生の防止及び発生時の対応について	10
7. 虐待防止について	10
8. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）	10
9. 所持品または残置物の引き取り	12
10. 苦情の受付について	12
11. サービス提供における事業者の義務	13
12. 施設利用の留意事項	13
13. 損害補償および免責事項	14
14. 連帯保証人	14

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 敬天会 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県郡上市白鳥町為真 1878-1 |
| (3) 電話番号 | 0575-83-0266 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 森 美温 |
| (5) 設立年月 | 平成 15 年 3 月 10 日 |

2. ご利用施設

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成 16 年 8 月 9 日指定 |
| | 岐阜県 2171000660 号 |

(2) 施設の目的

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおける入居者がお互いに社会的関係を築き、自律的な生活を営めるよう支援することを目的として、必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

- (3) 施設の名称 介護老人福祉施設 アットホームしろとり
- (4) 施設の所在地 岐阜県郡上市白鳥町為真 1878-1
- (5) 電話番号 0575-83-0266
- (6) FAX 番号 0575-83-0267
- (7) 施設長 氏名 鷺見 タヅ子
- (8) 開設年月 平成 16 年 8 月 9 日
- (9) 入居定員 100 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備を用意いたしております。

個室（一人部屋）100 室 ※全室個室です 共同生活室 各ユニットに整備

1 ユニットの居室数は、10 室とする。（ユニットの数は 10 とする。）

浴室 1 階・一般浴、リフト浴、特殊浴 2 階・一般浴、リフト浴、個浴

医務室 1 階に設置

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、当施設は入居者から、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（以下「居住費」という。）の額の支払いを受けることができるものとします。

※ 居室の変更：入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

※ 所持品等の持込について：使い慣れた家具の持ち込みは自由ですが、居室に入る程度で入居者が動きやすい範囲でお願いします。ただし、お持込される荷物の種類や量によってはお持込を制限させていただく場合がございます。

4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 数	職 種	職 員 数
1. 施設長	1 名	6. 看護職員	常勤換算方法 で 3 名以上
2. 医師（非常勤）	1 名	7. 管理栄養士	1 名以上
3. 事務長	1 名	8. 機能訓練指導員	1 名以上
4. 生活相談員	1 名以上	9. 介護支援専門員	1 名以上
5. 介護職員	常勤換算方法 で 34 名以上	10. 事務職員	1 名以上

※機能訓練指導員は看護職員と兼務

※介護支援専門員は介護職員と兼務

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回以上行います。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 健康管理

- ・嘱託医師、看護職員が、健康管理を行います。

⑤ その他

- ・施設計画サービス書を作成し、ご利用者様に必要な援助やサービスの提供に努めてまいります。

(2) 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施した直近の年月日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	② なし		

(3) 利用料金

下記料金表による自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

サービスの利用料金は、入居者の要介護度及び負担割合に応じて異なります。

ユニット型介護老人福祉施設サービス費（1日あたり）

要介護度	1日当たりの負担金額		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	670円	1,340円	2,010円
要介護2	740円	1,480円	2,220円
要介護3	815円	1,630円	2,445円
要介護4	886円	1,772円	2,658円
要介護5	955円	1,910円	2,865円

加算費用（1日あたり・1回あたり・1月あたり）

※加算については必要要件等にあわせご請求させていただきます。

	加算名	自己負担額		
		1割	2割	3割
①	日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46円/日	92円/日	138円/日
②	看護体制加算（Ⅰ）口	4円/日	8円/日	12円/日
	看護体制加算（Ⅱ）口	8円/日	16円/日	24円/日
③	夜勤職員配置加算（Ⅰ）口	13円/日	26円/日	39円/日

	夜勤職員配置加算（Ⅱ）口	18円/日	36円/日	54円/日
	夜勤職員配置加算（Ⅲ）口	16円/日	32円/日	48円/日
	夜勤職員配置加算（Ⅳ）口	21円/日	42円/日	63円/日
④	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100円/月	200円/月	300円/月
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）1	200円/月	400円/月	600円/月
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）2	100円/月	200円/月	300円/月
⑤	個別機能訓練加算（Ⅰ）	12円/日	24円/日	36円/日
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円/月	40円/月	60円/月
	個別機能訓練加算（Ⅲ）	20円/月	40円/月	60円/月
⑥	ADL維持等加算（Ⅰ）	30円/月	60円/月	90円/月
	ADL維持等加算（Ⅱ）	60円/月	120円/月	180円/月
⑦	若年性認知症入所者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日
⑧	常勤医師配置加算	25円/日	50円/日	75円/日
⑨	精神科医療養指導加算	5円/日	10円/日	15円/日
⑩	障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26円/日	52円/日	78円/日
⑪	障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41円/日	82円/日	123円/日
⑫	外泊時費用加算	246円/日	492円/日	738円/日
⑬	初期加算	30円/日	60円/日	90円/日
⑭	再入所時栄養連携加算	200円/回	400円/回	600円/回
⑮	退所前訪問相談援助加算	460円/日	920円/日	1,380円/日
⑯	退所後訪問相談援助加算	460円/日	920円/日	1,380円/日
⑰	退所時相談援助加算	400円/日	800円/日	1,200円/日
⑱	退所前連携加算	500円/日	1,000円/日	1,500円/日
⑲	栄養マネジメント強化加算	11円/日	22円/日	33円/日
⑳	経口移行加算	28円/日	56円/日	84円/日
㉑	経口維持加算（Ⅰ）	400円/月	800円/月	1,200円/月
	経口維持加算（Ⅱ）	100円/月	200円/月	300円/月
㉒	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90円/月	180円/月	270円/月
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円/月	220円/月	330円/月
㉓	療養食加算	6円/回	12円/回	18円/回
㉔	配置医師緊急時対応加算 （早朝・夜間及び深夜を除く）	325円/日	650円/日	975円/日
	配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	650円/日	1,300円/日	1,950円/日
	配置医師緊急時対応加算（深夜）	1,300円/日	2,600円/日	3,900円/日
㉕	看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日以前31日以上45日以下	72円/日	144円/日	216円/日

	看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日以前4日以上30日以下	144円/日	288円/日	432円/日
	看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日以前2日又は3日	680円/日	1,360円/日	2,040円/日
	看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日
②⑥	在宅復帰支援機能加算	10円/日	20円/日	30円/日
②⑦	在宅・入所相互利用加算	40円/日	80円/日	120円/日
②⑧	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円/日	6円/日	9円/日
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円/日	8円/日	12円/日
②⑨	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	400円/日	600円/日
③⑩	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円/月	6円/月	9円/月
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円/月	26円/月	39円/月
③⑪	排せつ支援加算（Ⅰ）	10円/月	20円/月	30円/月
	排せつ支援加算（Ⅱ）	15円/月	30円/月	45円/月
	排せつ支援加算（Ⅲ）	20円/月	40円/月	60円/月
③⑫	自立支援促進加算	300円/月	600円/月	900円/月
③⑬	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月	80円/月	120円/月
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50円/月	100円/月	150円/月
③⑭	安全対策体制加算(1回限り)	20円	40円	60円
③⑮	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日	44円/日	66円/日
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円/日	36円/日	54円/日
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円/日	12円/日	18円/日
③⑯	特別通院送迎加算	594円/月	1,188円/月	1,784円/月
③⑰	協力医療機関連携加算	50円/月	100円/月	150円/月
③⑱	退所時情報提供加算	250円/回	500円/回	750円/回
③⑲	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円/月	20円/月	30円/月
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円/月	10円/月	15円/月
④⑩	新興感染症等施設療養費	240円/日	480円/日	720円/日
④⑪	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150円/月	300円/月	450円/月
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120円/月	240円/月	360円/月
④⑫	退所時栄養情報連携加算	70円/回	140円/回	210円/回
④⑬	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円/月	200円/月	300円/月
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円/月	20円/月	30円/月
④⑭	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	14.0%		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	13.6%		
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	11.3%		

	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	9.0%
--	----------------	------

- ①日常生活継続支援加算
認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置
- ②看護体制加算
 - ア．看護体制加算（Ⅰ） 常勤の看護師の配置
 - イ．看護体制加算（Ⅱ） 基準を上回る看護職員の配置
- ③夜間職員配置加算
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
- ④個別機能訓練加算
機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合
- ⑤生活機能向上連携加算
自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合
- ⑥ADL維持等加算
利用者の日常生活動作（ADL）をバーセルインデックスという指標を用いて、6ヶ月ごとの状態変化がみられた場合
- ⑦若年性認知症入所者受入加算
若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
- ⑧常勤医師配置加算
常勤専従の医師を1名以上配置している場合
- ⑨精神科医療養指導加算
認知症を有する高齢者が3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合
- ⑩障害者生活支援体制加算（Ⅰ）
入所者のうち障がいをお持ちの方が50%以上で、障害者生活支援専門員を1名以上配置していた場合
- ⑪障害者生活支援体制加算（Ⅱ）
入所者のうち障がいをお持ちの方が50%以上で、障害者生活支援専門員を2名以上配置していた場合
- ⑫外泊時費用 ※1月につき6日を限度に算定
病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。
- ⑬初期加算
入居後30日以内の期間摘要。なお、30日を越える病院または診療所への入院後に再入居した場合は再度適用。
- ⑭再入所時栄養連携加算
施設入所後、医療機関に入院後経管栄養等により入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合において、入院医療機関の管理栄養士と連携し再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
- ⑮退所前訪問相談援助加算
入所者が退所し在宅生活等を行う際、援助・調整等を行った場合
- ⑯退所時後訪問相談援助加算
入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合
- ⑰退所時相談援助加算
入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅にて居宅系サービスを利用する場合において、相談援助等を行った場合
- ⑱退所前連携加算
入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において、居宅系サービスを利用する場合において、退所に先立って情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合

- ⑲栄養マネジメント強化加算
管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合
- ⑳経口移行加算
経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
- ㉑経口維持加算
誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成及び特別な管理を行う場合
- ㉒口腔衛生管理加算
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、入所者に対し、口腔ケアを行った場合
- ㉓療養食加算
利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合
- ㉔配置医師緊急時対応加算
緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合
- ㉕看取り介護加算
医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合
- ㉖在宅復帰支援機能加算
在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現した場合
- ㉗在宅・入所相互利用加算
入所期間終了に当たって、在宅での生活継続の支援に取り組んだ場合
- ㉘認知症専門ケア加算
認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合
- ㉙認知症行動・心理症状緊急対応加算
医師が、認知症等のため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者を受け入れた場合
- ㉚褥瘡マネジメント加算
褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合
- ㉛排泄つ支援加算
排泄障害のため、排泄介助を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
- ㉜自立支援促進加算
医師等と連携し、利用者の自立を促す取組を推進した場合
- ㉝科学的介護推進体制加算
さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合
- ㉞安全対策体制加算
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備された場合
- ㉟サービス提供体制強化加算
介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置
※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可
- ㊱特別通院送迎加算
透析を必要とする入居者へ通院送迎を行った場合に算定
- ㊲協力医療機関連携加算
協力医療機関との連携を構築し、定期的に会議を実施している場合
- ㊳退所時情報提供加算
入居者が医療機関へ退所した際に情報提供を行った場合
- ㊴高齢者施設等感染対策向上加算
高齢者施設等において、感染症が発生した際の対応を評価する加算
- ㊵新興感染症等施設療養費

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを行った場合

④認知症チームケア推進加算

認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を行った場合

④退所時栄養情報連携加算

介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供した場合

④生産性向上推進体制加算

介護現場の生産性向上へ向けた委員会を設置し、ICT 等を活用して業務効率の改善を図った場合

④介護職員等処遇改善加算

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

☆入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が入居者の負担となります。

① 食事提供ならびに居住費（部屋代）

(日 額)

区分	対象者		食費	居住費（ユニット型個室）
	所得要件	資産要件		
第1段階	生活保護受給者 世帯（世帯分離をしている配偶者を含む。以下同）全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給の方	預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下	300円	880円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方	預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下	390円	880円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下の方	預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下	650円	1,370円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超の方	預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下	1,360円	1,370円
第4段階	世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		1,445円	2,066円

☆外泊期間中（入院中含む）も、居住費（部屋代）をご負担いただきます。

- ・ 1ヶ月につき6日以内までは所定の自己負担額をご負担いただきます。それを超える分に関しては、世帯所得段階（第1段階から第4段階）を問わず 2,066円／1日をご負担いただきます。

また、外泊・入院中に一時的に居室を他の利用者様にご利用いただく場合があります。

② おやつ代

希望入居者に提供するおやつ費用です。

料金：1日 100円

③ 特別な食事（酒を含みます）

入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④ 理髪・美容サービス

ご希望により、理美容師の出張による理髪・美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費請求

ご家族様でカット等される場合はあらかじめお申出下さい。

⑤ レクリエーション、クラブ活動

入居者の希望により旅行・レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金は教養娯楽費用として、実費請求させていただきます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等入居者の日常生活に要する費用で入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

＊ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。商品等のご指定がある場合は入居者様・ご家族様にご準備いただく場合があります。

⑦ 特別に使用する電気器具類使用料

1品目 1日 50円

⑧ 当施設による健康管理や栄養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては医療機関による通院、入院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。また、インフルエンザの予防接種を、高齢者の共同生活の場であることを鑑みて、年1回実施しますが、要した費用の実費については自己負担をしていただきます。

⑨ 入居者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

管理する金銭の形態：金融機関に預け入れている預金及び現金。

お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書等。

保管管理者：施設長

◎出納方法：手続きの概要は、以下の通りです。

- ・ 預金と現金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を、保管管理者に提出していただきます。
- ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金と現金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・ 保管管理者は、出入金の都度、出入金記録を作成します。

利用料金：一ヶ月当たり 2,000円

⑩ ご利用者様全てに預り金サービスをご利用していただきます。詳細は以下の通りです。

管理する金銭の形態：現金

保管管理者：施設長

◎出納方法：手続きの概要は、以下の通りです。

- ・ 現金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を、保管管理者に提出していただきます。
- ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、現金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・ 保管管理者は、出入金の都度、出入金記録を作成します。
- ・ 利用料金：一ヶ月当たり 1,000円

⑪ 口座振替手数料にてお支払いをご希望される方は93円／月ご負担いただきます。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(5) 利用料金のお支払い方法（契約書第4条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、利用翌月末まで

に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)

ア. 事務所での現金支払

イ. 金融機関口座からの振替

ウ. 下記指定口座への振込

十六銀行白鳥支店 普通預金 1216264

口座名：社会福祉法人 敬天会 理事長 森 美温

※ 口座振替をご希望の方の領収書は次回請求書と併せて送付させていただきます。

※ 確定申告における医療費控除の申告、高齢介護サービス費の支給申請等で、領収書の提出が必要になる場合があります。

領収書の再発行ご希望の場合は手数料として1枚100円ご請求させていただきます。

(6) 入居中の緊急時の対応について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療の措置を講じます。

(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

- ・ 名称 社会医療法人 鷺見病院
- ・ 住所 岐阜県郡上市白鳥町白鳥 2-1

② 協力歯科医療機関

- ・ 名称 社会医療法人 鷺見病院歯科
- ・ 住所 岐阜県郡上市白鳥町白鳥 2-1

6. 事故発生の防止及び発生時の対応について

当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じます。

- ① 事故が発生した場合の対応等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- ③ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
- ④ 当施設は、入居者に対する当施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ⑤ 当施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故再発防止に記録を役立てるものとする。なお、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は5年間保存します。

7. 虐待防止について

当施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止等のために以下に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止担当者を選定しています。
- ② 虐待防止委員会を設置しています。
- ③ 職員に対して、虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

8. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し入居者に退居していただくことになります。

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立・要支援と判定された場合
- ② 経過処置対象者（平成 27 年 3 月までに入居された方）以外のうち要介護 1 並びに要介護 2 と判定され、やむを得ない事情により乙以外での生活が著しく困難であると認められない場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業所からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② 入居者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - ③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ④ 入居者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 - ⑤ 入居者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
 - ⑥ 入居者または、その関係者による当施設職員に対しての禁止行為を繰り返す等、契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ＜サービス利用にあたっての禁止行為＞
- ・事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
 - ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
 - ・サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

＊入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1 日あたり 246 円）

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

ただし、居住費については別途記載の金額をご負担いただきます。

（3）退所時の援助

契約の終了により入居者が退所する際には、本人や家族の希望、利用者が退所後に生活なさることとなる環境等を勘案し、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者への連絡などを含めた円滑な退所のために必要な援助を行います。

9. 所持品または残置物の引き取り

入居契約が終了の際は入居者ご自身に所持品を引き取っていただきます。ただし、入居者本人が死亡されている場合や引き取りが困難な場合には、身元引受人がその責任で所持品（残置物）を引き取っていただきます。

これらの引き取り等の処理にかかる費用については、入居者または身元引受人にご負担いただきます。

10. 苦情等の受付について

（1）当施設における苦情の受付

苦情解決責任者：施設長 鷲見 タヅ子
苦情受付担当者：生活相談員 瀧 豊和
受 付 時 間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（土日祝を除く）
受 付 方 法：電話 0575-83-0266
FAX 0575-83-0267
※ご意見箱への投書いただいても結構です。

（2）行政機関その他の苦情受付機関

郡上市役所高齢福祉課	所在地：郡上市八幡町島谷 228 番地 電 話：0575-67-1807
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係	所在地：岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 岐阜県国民健康保険団体連合会 4 階 電 話：058-275-9826

1 1. サービス提供における事業者の義務

当施設は入居者に対して、サービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医又は協力医療機関と連携をとります。
- ③入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日以前に、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤事業者及びサービス事業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。また、円滑なサービス利用の為、行政機関や居宅介護支援事業所等にご利用者様の個人情報をお伝えする場合がございます。

1 2. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 午前 9 時 30 分～午後 7 時 30 分

食中毒の原因となるなまものの差し入れはご遠慮ください。

(2) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1 ヶ月につき 6 日を限度、複数の月をまたがる場合には連続して 12 日以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1 日につき 246 円（介護保険から給付される費用の一部：6 日間を限度、複数の月をまたがる場合には 12 日間を限度）をご負担いただきます。（外泊の開始日および終了日の両日は、所定の負担額となります。）

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る標準自己負担額」は免除されます。

＊ 一食のみの利用の場合、「食事に係る標準自己負担額」は必要となります。

(4) 持ち込みの制限

危険物ならびに生き物、騒音・異臭など共同生活上問題となる物。又、大きな家具及び所持品の数量にも制限させていただく場合がございます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○施設、設備を壊したり汚したりした場合には、入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入居者等に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内での喫煙はできません。(火気類の持ち込みはお控えください。)

1 3. 損害賠償および免責事項

当施設は、当施設に故意または重大な過失がある場合を除き、本契約の定めに従って当施設が行った行為の結果、または入居者がサービスの利用により生じる結果について、入居者ならびにその他の第三者に対して、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとしします。

- 2 当施設は、当施設に故意または重大な過失がある場合を除き、入居者情報その他入居者に関する情報が消失、紛失した場合、これにより発生した損害についていかなる責任も負わないものとしします。
- 3 入居者が本契約に基づくサービスの利用に関して入居者の責に帰すべき事由により当施設に損害を与えた場合、入所者は当施設が被った損害を賠償するものとしします。
- 4 前各項の規程は天災地変などの不可抗力により入居者に発生した損害賠償についても当施設に対して免責するものとしします。

1 4. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 200 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。